

健康福祉環境常任委員会所管事務調査報告書に係る報告

3 委員会として一致した意見

(1)「親なき後について」

ア 親なき後を見据えた準備について

保護者等が高齢になり、健康面、判断力の面で不安が出る等、家族による支援に終わりがくることを考えたとき、親なき後の暮らしをいかに支えていくのか、とりわけ、居住系や訪問系の障がい福祉サービスの支給決定を受けていない40歳以上の障がい者の生活支援については、家族支援があるうちから、親なき後を見据えた将来的な支援の見通しについて、検討を進めておく必要がある。

以上を踏まえ、保護者が親なき後の支援を考え、準備を進める契機となるように研修会等を開催することをはじめ、将来に向けた事前準備ができるよう、民間の支援団体との連携も含め、保護者が抱える悩みや課題を踏まえた支援の取組強化を求める。

親なきあとも、障がい者が自分らしく安心して生活を継続するために、「大切なことは何か」や「保護者としてできること」等をテーマに、研修会等を実施してまいります。

また、保護者が抱える悩みや課題を踏まえた支援につきましては、まず、悩みや不安を整理し解消に向けた第一歩を踏み出せるよう支援するため、研修会等の充実を図るとともに、公的な支援はもとよりさまざまなサービスにつなぐことができるよう、関係機関と連携した取り組みを検討してまいります。

イ 地域全体で障がい者の生活を支える体制の充実について

親なき後を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築が必要とされており、本市においては、国が示す「地域生活支援拠点等の整備」の考え方を踏まえ、「基幹相談支援センター及び障害者総合福祉センターを中心とした面的整備」を基本とし、6つの整備方針のもと取り組んでいる。

今年度、モデル実施として市内2法人のグループホームにおいて、本市と契約した訪問看護ステー

シヨンの看護師によるグループホームへの訪問、利用者の状況把握、夜間等の医療的な助言・相談体制の構築を行い、健康管理体制の確保に向けた取組をスタートさせた。

グループホームからは、夜間等の支援の安心感につながった。また、訪問看護ステーションからは、地域のグループホームの利用者の現状を知ることができた。といった声があった。

以上を踏まえ、モデル実施の内容を全市展開するとともに、今後は、地域生活支援拠点等の整備方針に基づき更なる取組の充実を求める。

令和4年度は、令和3年度のモデル実施を踏まえ、訪問看護ステーションによるグループホームへの健康管理体制の充実支援について全市展開を図ります。また、地域生活支援拠点等に求められるその他の機能についても、引き続き、八尾市地域自立支援協議会での議論をはじめ多角的な検討を進めてまいります。

ウ 親なき後に関する情報提供について

本市は、心身障害者扶養共済制度をはじめ、各種制度・サービスについて、障害者手帳等の交付時を中心に説明を行っているが、障がい者等の保護者にとって、親なき後に関する不安や悩みは多岐にわたり、それぞれのニーズに応じたきめ細かな対応が必要とされている。また、悩みが漠然としている場合、どこから手をつけるべきなのか、わからなくなりがちである。

以上を踏まえ、制度等の存在を知らないために活用の機会を逸してしまうことを防止し、複数の選択肢から、必要な選択ができるよう、情報提供の取組を強化されたい。

障がい者に係る各種制度・サービスについては、「障がい者ふくしのしおり」をはじめ、市政だよりや市ホームページにおいて情報提供を行っており、令和4年度には、親なきあとの生活を見据えた研修会等の開催を計画し、その内容についても市ホームページに掲載する予定であります。

また、保護者の不安や悩みについては、障がいの特性をはじめ本人の年齢や家庭状況等によって差異があり個別性も高いことから、それぞれの内容に応じた情報を適切に提供することが重要であると

考えており、引き続き、一人ひとりに寄り添いながら丁寧に情報を提供するとともに、分かりやすい広報について検討してまいります。

エ 障がい者に利用しやすい権利擁護支援について

現在の成年後見制度は、統計的に見てもそのほとんどが認知症高齢者において利用されている状況が明らかとなっており、若年の障がい者では利用が進んでいないことが確認できる。

障がい者の場合は、その支援が長期にわたるため、本人の意向に沿った後見人の支援は可能か、後見人自身の高齢化により交代する場合に支援が途絶えてしまうのではないかという不安があることや、長期間の利用による報酬の負担が大きくなることへの様々な課題がある。

こうした障がい者の支援については、長期にわたる支援が求められるため、個人ではなく、持続性のある法人において後見人となることは選択肢の1つである。特に、大阪府で今年度からスタートした社会福祉法人による法人後見の制度については、地域における公益的な取組であり、後見活動等に要する全ての経費について社会福祉法人が負担するというメリットもある。そのため、本市の権利擁護支援の中核機関である八尾市社会福祉協議会権利擁護センター「ほっとネット」や社会福祉法人とも連携を図りながら、障がい者への活用が進むよう、制度の充実と周知、マッチングの推進に取り組まれない。

成年後見制度において担い手の確保が課題となっており、社会福祉法人による法人後見は、その担い手確保と社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を促進することの両側面から期待されている取り組みです。

府において今年度からスタートした社会福祉法人による法人後見の制度では、八尾市内に所在する社会福祉法人1法人を含む府内6法人が法人後見バンクに登録され、成年後見活動支援を進めていける環境が整ったところです。今後、府と連携しながら、法人後見支援事業への参加法人に対する支援等を行い、障がい者の支援につなげてまいります。

また、制度の充実と周知及びマッチングについては、市ホームページ等を活用した広報活動の充実

や制度利用等に関する個別相談会の拡充など、制度の推進をより一層進めてまいります。

また、成年後見制度そのものが、本来、本人の意思を反映するのが困難な側面もあり、保護者にとっては利用のハードルが高い。そのため、成年後見制度以外の福祉型信託などを活用することも含め、本人の尊厳と自由及び生活面の支援に重点を置き、保護者が安心して利用できるような制度の研究や仕組みの構築を行い、持続可能な制度となるよう取り組まれない。

親の希望どおりに財産が管理され、残された子供に的確に財産支援を確保することができる福祉型信託制度は、親なきあとの支援につながる支援策の一つであると考えられます。そのため、福祉信託制度を含め、保護者がより安心して活用することのできる制度の研究や活用方策の検討等を行ってまいります。

さらに、今年度から厚生労働省 社会・援護局 成年後見制度利用促進室に市職員を派遣するとともに、国の持続可能な権利擁護支援モデル事業にも着手するなど、多様な主体の参画を得ながら、支援が必要な方への支援強化の仕組みづくりに積極的に取り組んでまいります。